

伊勢市公報

第357号
令和2年9月23日
水曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	4
○ 市議会定例会の招集について	5
教育委員会告示	
○ 伊勢市指定文化財の指定について	6
選挙管理委員会告示	
○ 選挙管理委員会関係	
・ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	7
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	8
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の更新について	9
公 告	
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	11
○ 農用地利用集積計画について	12
○ 公示送達	13
○ パブリックコメントの実施について	14
○ 公示送達	17
○ 公示送達	19
○ パブリックコメントの実施について	21

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部

を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月14日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市規則第48号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則（平成
26年伊勢市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 撤去の日前に警察署長に当該保管自転車等の盗難に係る被害届が提出されているとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第15条第1項第1号の規定は、この規則の施行の日以後に撤去された保管自転車等に係る撤去、保管等に要した費用について適用し、同日前に撤去された保管自転車等に係る撤去、保管等に要した費用については、なお従前の例による。

伊勢市告示第 135 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 年 9 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
株式会社森伸
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 定期巡回 森伸
所在地 伊勢市磯町 1835 番地 1
- 3 指定の年月日
令和 2 年 9 月 1 日
- 4 サービスの種類
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

伊勢市告示第 136 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和 2 年 9 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 2 年 9 月 14 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市教育委員会告示第7号

伊勢市文化財保護条例に基づき、次のとおり伊勢市指定文化財に指定します。

令和2年9月2日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

種別	名称	時代	員数	所在地	所有者 (管理者)
有形文化財 (歴史資料)	旧市川造船所資料 (船舶設計図面)	江戸時代末 ～昭和時代	911 葉	岩渕1- 7-29	伊勢市
民俗文化財 (無形)	朝熊町の河崎音頭	—	—	朝熊町	朝熊町河崎 音頭保存会

伊勢市選挙管理委員会告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和 2 年 9 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,118 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,647 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

35,294 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 105,881 人

伊勢市農業委員会告示第 10 号

伊勢市農業委員会第 177 回総会を次のとおり招集します。

令和 2 年 9 月 10 日

伊勢市農業委員会
会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 令和 2 年 9 月 15 日 (火) 午後 2 時
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御園総合支所 2-4 会議室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 非農地証明願について
 - 議案第 5 号 伊勢市農用地利用集積計画について (農林水産課提案)

伊勢市上下水道事業告示第 24 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 6 条の 2 の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定の更新をしましたので、告示します。

令和 2 年 9 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
22	カドヤ設備	伊勢市上地町 1407 番地 4	令和 2 年 8 月 31 日	令和 7 年 9 月 29 日
28	株式会社 前田組	伊勢市宇治浦 田 3 丁目 17 番 34 号	令和 2 年 8 月 31 日	令和 7 年 9 月 29 日
41	株式会社 シモオカ設 備	伊勢市古市町 2 番地 3	令和 2 年 8 月 31 日	令和 7 年 9 月 29 日
46	有限会社 白髭商店	度会郡南伊勢 町 五ヶ所浦 3914 番地	令和 2 年 8 月 31 日	令和 7 年 9 月 29 日
48	高橋水道ポ ンプ店	伊勢市一之木 3 丁目 7 番 10 号	令和 2 年 8 月 31 日	令和 7 年 9 月 29 日
55	岡新水道工 事所	伊勢市倭町 226 番地	令和 2 年 8 月 31 日	令和 7 年 9 月 29 日
59	堀内設備	伊勢市大湊町 220 番地 23	令和 2 年 8 月 31 日	令和 7 年 9 月 29 日
66	坂倉電気工 事	鳥羽市船津町 580 番地	令和 2 年 8 月 31 日	令和 7 年 9 月 29 日

79	中部建設工業株式会社	津市北丸之内 204番地	令和2年8月31日	令和7年9月29日
83	ユタカ設備	伊勢市村松町 1389番地43	令和2年8月31日	令和7年9月29日
96	株式会社 山野建設	伊勢市浦口4 丁目1番11号	令和2年8月31日	令和7年9月29日
98	有限会社 フルイチ設備	津市芸濃町棕 本1860番地3	令和2年8月31日	令和7年9月29日

伊勢市公告第 59 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出及び同条第 3 項の規定による異議の申出はありませんでした。

令和 2 年 9 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 60 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 2 年 9 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 61 号

公 示 送 達

下記の者の令和 2 年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 2 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

伊勢市公告第 62 号

第 2 期伊勢市中心市街地活性化基本計画を作成したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 2 期伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）を公表します。

なお、第 2 期伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 2 年 9 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

第 2 期伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 都市整備部都市計画課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 令和 2 年 9 月 16 日（水）

至 令和 2 年 10 月 16 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

住所、氏名及び電話番号を明記の上、「第 2 期伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する意見として、伊勢市都市整備部都市計画課

に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部都市計画課 伊勢市役所本館4階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 都市計画課

ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール toshikei@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

令和2年10月16日(金)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5509

伊勢市公告第 63 号

公 示 送 達

下記の者の令和 2 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 2 年 9 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

伊勢市公告第 64 号

公 示 送 達

下記の者の平成 31 年度介護保険料督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 2 年 9 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

伊勢市公告第 65 号

第 2 期伊勢市生活排水対策推進計画を改定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 2 期伊勢市生活排水対策推進計画（改定案）を公表します。

なお、第 2 期伊勢市生活排水対策推進計画（改定案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 2 年 9 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

第 2 期伊勢市生活排水対策推進計画（改定案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 環境生活部環境課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 令和 2 年 10 月 1 日（木）

至 令和 2 年 11 月 2 日（月）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

住所、氏名及び電話番号を明記の上、「第 2 期伊勢市生活排水対策推進計画（改定案）」に対する意見として、伊勢市環境生活部環境課に持

参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市環境生活部環境課 伊勢市役所本館 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 環境課

ファクシミリ 0596-21-5642

電子メール kankyo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

令和2年11月2日(月)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市環境生活部環境課 電話 0596-21-5541